平成２６年（フ）第６１号
山形県米沢市中央３丁目10番40号
債務者　山田トミ子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１１３号
岡山県笠岡市二番町５番地９　二番館ひろ２号
債務者　山田　昭男
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
岡山県倉敷市玉島乙島7169番地２　ニューシティーフローレンス106
債務者　中井　高志
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
岡山県倉敷市玉島八島2993番地１
債務者　小谷　祥一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２１０号
札幌市西区八軒７条東１丁目２番５号　裕マンション102号
債務者　高杉　弘毅
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２４号
札幌市中央区南20条西13丁目１番39号　ライオンズマンション南20条201号
債務者　嶋津　　彰
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１９号
札幌市南区南38条西10丁目１番１号　ローヤルハイツ南38条403号
債務者　佐々木あつ子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３９号
札幌市中央区北６条西28丁目３番４―306号
債務者　鶴見　靖子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７５号
札幌市西区琴似３条７丁目３番12号　琴似３・７マンション105号
債務者　久保　壽嘉
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８５号
札幌市東区北23条東７丁目４番１―103号
債務者　芳原　幸夫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９７号
札幌市中央区南９条西11丁目１番15―201号
債務者　千葉　高樹
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８５号
札幌市厚別区厚別東４条７丁目32番11号　ハイツ宇藤202
債務者　伊藤百合子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
山形県東田川郡庄内町添津字諏訪下53番地
債務者　門脇　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第８２４号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―221番、旧住所埼玉県和光市新倉１丁目２番60号　コーポ金子２―102
債務者　坂本　真一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
埼玉県川越市野田町２丁目４番地10　コーポ大友102号室、前住所埼玉県狭山市大字堀兼1716番地の19
債務者　天ヶ嶋　潤
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４２３号
埼玉県坂戸市中富町８番９―１号
債務者　伊藤英利子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５４号
埼玉県川越市小仙波町３丁目17番地６　アストリアスマンション107号室
債務者　須藤　磨理（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部